

令和 8 年横審第 1 0 号

裁 決

モーターボート A 防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官栃下勝則及び同官畑中充出席
のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 7 年 9 月 1 日 0 1 時 4 0 分

静岡県下田港

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A

総 ト ン 数 4. 0 トン

登 録 長 8. 6 0 メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 1 5 4 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部に設けられた3段ラックの上段中央に舵輪を、その右舷側に機関操縦レバーを、同中段左舷側にGPSプロッターを、同下段左舷側にレーダーをそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が単独で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和7年9月1日01時25分下田港の係留地を発し、静岡県神子元島沖合の釣り場に向かった。

ところで、下田港は、静岡県伊豆半島の南東部に位置する南方に開いた港で、その港界付近には、下田港西防波堤灯台（以下、灯台及び灯浮標の名称については「下田港」の冠称を省略する。）から197.5度（真方位、以下同じ。）1,220メートルの地点を南東端として長さ80メートル法線323度の防波堤（西）（以下「西側防波堤」という。）が、同灯台から181度1,320メートルの地点を東端として長さ260メートル法線288度の防波堤（東）（以下「東側防波堤」という。）がそれぞれ築造され、西側防波堤両端に毎3秒に黄色1閃光を発する簡易標識灯（以下、西端のものを「西標識灯」、東端のものを「東標識灯」という。）が、東側防波堤の西端に灯高が11メートルで光達距離5海里の毎3秒に赤色1閃光を発する外東防波堤灯台が、西防波堤灯台から195度1,060メートルの地点に毎3秒に黄色1閃光を発する洲佐利埼沖C灯浮標（以下「C灯浮標」という。）がそれぞれ設置されていた。

また、a受審人は、平素、夜間の下田港を出航するときには、C灯浮標、東標識灯及び外東防波堤灯台のそれぞれの灯光を目視して南下し、C灯浮標を左舷方に見て航過したのち、西側防波堤と東側防波堤間の港口（以下「東側港口」という。）を通航していた。

a 受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操縦に当たり、01時36分半少し前西防波堤灯台から182度370メートルの地点で、針路を204度に定め、7.6ノットの対地速力で、手動操舵によって進行した。

01時39分半僅か前a 受審人は、西防波堤灯台から196.5度1,060メートルの地点に達したとき、外東防波堤灯台の灯光を見失い、正船首160メートルとなった西側防波堤に接近する状況であったが、右舷前方に見えた西標識灯の灯光を東標識灯の灯光と誤認し、平素のとおり東側港口に向かって航行しているものと思い、GPSプロッターで同防波堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、西側防波堤に向首して続航し、01時39分半少し過ぎ西標識灯の灯光を東標識灯の灯光と誤認したまま右舵をとって回頭していたところ、01時40分西防波堤灯台から200度1,190メートルの地点において、とく丸は、船首が270度を向いたとき、原速力で、西側防波堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、月出時刻は13時43分であった。

衝突の結果、左舷船首部外板に亀裂等を生じたが、のち修理され、西側防波堤は擦過傷を生じ、a 受審人が右肋骨骨折等を、同乗者が左側頭部挫創をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、下田港において、釣り場に向けて出航する際、船位の確認が不十分で、西側防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、下田港において、釣り場に向けて出航する場合、西側防波堤に向首接近することのないよう、GPSプロッターで同防波堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素のとおり東側港口に向かって航行しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、西側防波堤に向首接近する状況に気付かないまま進行して同防波堤との衝突を招き、船体及び西側防波堤にそれぞれ損傷を生じさせ、同乗者を負傷させて自らも負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年7月30日

横浜地方海難審判所

審判官 福島 正 人